

社団法人青森県浄化槽検査センター定款

許可	昭和56年	2月10日
変更	昭和59年	6月21日
変更	平成4年	7月1日
変更	平成7年	6月20日
変更	平成9年	1月13日
変更	平成16年	12月3日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人青森県浄化槽検査センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を青森市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、浄化槽の正しい知識を普及するとともに、浄化槽の検査並びに適正な施工及び維持管理の指導を行うこと等により、県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 浄化槽の検査
- (2) 浄化槽の正しい知識及び技術の普及
- (3) 浄化槽の適正な施工及び維持管理の指導
- (4) 浄化槽法施行のための事務実施機関としての事業
- (5) 前各号のほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同する次のいずれかに該当するもので理事会で承認されたもの

ア 浄化槽の施工を業とする個人又は法人

イ 浄化槽の維持管理を業とする個人又は法人

ウ 浄化槽の設計及び製造を業とする個人又は法人

(2) 特別会員 この法人の目的に賛同する次のいずれかに該当するもの

ア 浄化槽について、学識経験を有するもので理事会が推せんし、総会において承認されたもの

イ 浄化槽検査事業に功労のあったもので理事会が推せんし、総会において承認されたもの

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同するもので理事会が推せんし、総会において承認されたもの

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会するときは、入会申込書を、総会において別に定める入会金を添えて、理事長に提出しなければならない。

(会 費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は会員である法人等が解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の同意を得て除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに当該会員に、除名の議決をおこなう総会において弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が、既に納入した会費、入会金その他の

抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(種別及び選任)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 理事長 | 1人 |
| (2) 副理事長 | 1人 |
| (3) 理事 | 20人以内（理事長及び副理事長を含む。） |
| (4) 監事 | 3人以内 |

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、業務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

2 第9条第2項の規定は、前項の役員を解任しようとする場合について準用する。この場合において、第9条第2項中「前項第2号」とあるのは「前項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(報 酬)

第15条 役員には報酬を与えることができる。

2 報酬の額及びこれを受ける役員については、総会の議決を得て別に定める。

(顧問及び相談役)

第16条 この法人は、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の決議により理事長が委嘱する。

第4章 会 議

(種 別)

第17条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第19条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決定する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開 催)

第20条 通常総会は毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 監事が民法第59条第4号に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(招 集)

第21条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の場合には請求の日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも開催の日の5日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 会議の議決は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議決の決するところによる。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により、書面表決又は表決の委任をした者は、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 総会にあってはその総会に出席した正会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名

(4) 議決事

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、総会にあってはその総会に出席した正会員のうちから、理事会にあってはその理事会に出席した理事のうちから、当該会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 組 織

(部会及び委員会)

第27条 この法人の目的及び事業を達成するために、必要な部会又は委員会を設けることができる。

- 2 部会又は委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

- 3 部会又は委員会の委員は、理事長が理事会の同意を得て委嘱する。

(事務局)

第28条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。

- 3 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。ただし、事務局長の任免については、理事会の同意を得なければならない。

- 4 事務局長及び職員に関しての必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会 費
- (3) 入 会 金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第30条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(特別会計)

第30条の2 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算等)

第31条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前10日前までに総会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、その承認を得られない場合には、その事業年度開始の日から2か月以内に総会の承認を得るものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算を執行する。

3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づくものとする。

4 理事長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(決算等)

第32条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得てこの法人と類似の目的を有する他の団体に寄附する。

第8章 雑 則

(委 任)

第36条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(附 則)

- 1 この定款は、設立許可の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、昭和57年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和56年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第30条第1項の規定にかかわらず設立総会の定めるところとする。